

三重県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業協力金（第2期）交付要領

（趣旨）

第1条 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業協力金（第2期）（以下「協力金」という。）は、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等への医療提供体制を強化するため、医療機関、訪問看護ステーション及び薬局による医療提供を目的として、予算の範囲内において支給するものとし、その支給に関しては、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、「自宅療養者等」とは、次に該当する新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者のことをいう。ただし、厚生労働省が定める自宅療養及び宿泊療養の解除基準を満たしていない者に限る。

ア 県内に在住する自宅において療養する者

イ 三重県（以下「県」という。）が運営する宿泊療養施設において療養する者であって、三重県知事（以下「知事」という。）が別に定める者

2 この要領において「自宅療養者等への医療提供」とは、県が登録する県内の医療機関等が、自宅療養者等に対し、保健所又は本人等の依頼等に基づき、次に該当する医療を提供することをいう。

ア 医療機関が行う電話や情報通信機器を用いた診療（以下「電話等診療」という。）、往診、外来診療

イ 訪問看護ステーションが行う訪問看護

ウ 薬局が行う服薬指導

（協力金の対象機関等）

第3条 この協力金の支給対象となる機関（以下「対象機関」という。）は、自宅療養者等への医療提供を行う医療機関、訪問看護ステーション及び薬局とし、実施内容及び基準額については別表1のとおりとする。

（協力金の申請等）

第4条 前条に規定する対象機関のうち、協力金の支給の申請を行おうとする機関（以下「申請機関」という。）は、別表2に定める日までに、実績報告書兼請求書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

（支給の決定）

第5条 知事は、第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに協力金の支給を決定するものとし、その決定の内容を申請機関に通知した後に、協力金を支給する。

(協力金の返還)

第6条 知事は、協力金の支給を受けた後に、対象機関として相応しくないことが明らかとなった機関又は偽りその他不正の手段により協力金の支給を受けた機関に対して、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (対象機関・実施内容・基準額)

1 対象機関	2 実施内容	3 基準額
医療機関	電話等診療	1回あたり 3,000 円
	往診	1回あたり 20,000 円
	外来診療	1回あたり 10,000 円
訪問看護ステーション	訪問看護	1回あたり 10,000 円
薬局	服薬指導	1回あたり 3,000 円

※ 陽性判明の日から自宅療養が解除となる日までの間、患者ごとに、それぞれの実施内容について、1日につき1回に限り算定可能とする。ただし、PCR検査など陽性判定のための診療は対象外とする。

別表2 (実施期間・申請期間)

1 実施期間	2 申請期間
令和4年4月1日から4月30日実施分まで	令和4年5月1日から5月13日まで【必着】
令和4年5月1日から5月31日実施分まで	令和4年6月1日から6月15日まで【必着】
令和4年6月1日から6月30日実施分まで	令和4年7月1日から7月15日まで【必着】
令和4年7月1日から7月31日実施分まで	令和4年8月1日から8月15日まで【必着】
令和4年8月1日から8月31日実施分まで	令和4年9月1日から9月15日まで【必着】
令和4年9月1日から9月30日実施分まで	令和4年10月1日から10月14日まで【必着】

※ 実施期間は、感染拡大状況に応じて短縮する場合がある。